

# 第1回山形県受動喫煙防止対策推進委員会議事録（要旨）

日時：平成30年7月31日（火）  
14:00～15:50  
場所：建設会館 中会議室 No.1

## 1 開会

## 2 健康福祉部長あいさつ

## 3 委員長、副委員長の選出

事務局（進行：真壁課長補佐）

委員長に今田委員（山形大学医学部）を、副委員長に高橋委員（山形県医師会）を選任。

## 4 説明

委員長あいさつ

### ○今田委員長

私ども公衆衛生学では、山形県民の一人ひとりの健康を守って、更に増進させることを目的としている。一生懸命取り組むので、皆様の御協力をお願いしたい。

### ○今田委員長

（1）本県におけるこれまでの受動喫煙防止対策の取組みについて、事務局から説明をお願いしたい。

### ◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料1-1】に基づき、やまがた受動喫煙防止宣言の概要を説明。

【資料1-2】に基づき、「宣言」制定後（平成27年度）以降の本県におけるこれまでの受動喫煙防止対策の取組み状況を説明。

【資料1-3】に基づき、平成29年度に実施した山形県受動喫煙防止対策実態調査（アンケート）の結果の概要を説明。

【資料1-4】に基づき、「やまがた受動喫煙防止宣言」における中期目標の達成状況等を説明。

【資料1-5】に基づき、「やまがた受動喫煙防止宣言」の中期目標（平成29年度）の達成状況に対する「宣言実行委員会」の評価等を説明。

### ○今田委員長

事務局から「やまがた受動喫煙防止宣言」制定以降の山形県のこれまでの受動喫煙防止対策の取組み、また、平成29年度に実施した受動喫煙防止対策の実態調査結果、「やまがた受動喫煙防止宣言」の中期目標の達成状況及びその評価結果などの説明があった。

質問事項があれば挙手をお願いしたい。いかがか。

### ○高橋委員（山形県医師会）

この5月まで「やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会」において、委員長の立場で様々提案してきた。「宣言」の取組みについては、説明があったとおり一定の評価をいただいたと考えている。「宣言」の実行委員会委員の皆さんには、大変御協力をいただいた。そして、その時に意見を多数お聞きし、また関わり合いたいと思った矢先に今回お声があった。この委員会の中で有意義な意見、話し合いを持てればと思っているので、よろしくをお願いしたい。

### ○高見委員（山形県PTA連合会）

資料1-1の7ページに喫煙マナーとあるが、これまでどういったところで喫煙者に周知徹底されてきたのか。また、喫煙率が山形県は全国よりも高いとのことであったが、その高い原因はなにか。

○今田委員長

事務局いかがか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

1点目の喫煙マナーについて、5月31日の「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の取組みの一環として、保健所において、各施設への巡回やマスコミを通じた啓発を行っている。また、日本一の芋煮会やビッグウイングで行われる催し物、モンテディオ山形の試合会場の場所などイベント、研修会の場などを利用して、喫煙者、非喫煙者を問わず、全体的に広く啓発活動を行っている。

2点目の喫煙率について、喫煙すると健康影響があるが、なぜ喫煙するのかという分析は行っていないが、山形県は特に20代～30代の喫煙率が高い状況にあり、それで平均を引き上げていると考えている。

○今田委員長

続いて、(2)の国の受動喫煙防止対策について、事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料2】に基づき、今般公布された改正健康増進法の概要を説明。

○今田委員長

事務局から「国の受動喫煙防止対策について」として、今般公布された「改正健康増進法」の概要の説明があった。

質問事項があれば挙手をお願いしたい。いかがか。

○今田委員長

質問等特にないようであるので、続いて、5の協議に入る。(1)の今後の受動喫煙防止対策について、事務局から説明をお願いしたい。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

【資料3-1】に基づき、「改正健康増進法」と「やまがた受動喫煙防止宣言」における施設類型ごとの講ずべき対策の内容を説明。

【資料3-2】に基づき、これまでの取組みの経過及び現状、これらを踏まえ今後の受動喫煙防止対策の考え方を説明。

県では、これまでの「宣言」に基づく取組みの成果や実行委員会からの御意見、更に7月25日に公布された改正健康増進法の内容を踏まえ、今後の受動喫煙防止対策を効果的に推進するため、「宣言」の成果を活かした次の段階の新たな受動喫煙防止対策が必要であると考えている。

委員の皆様から、今後の本県の受動喫煙防止対策について、どのような方向性とすべきか、どのような対策の内容が考えられるものか、どのように検討していくかなどの具体的な進め方についての意見を頂戴したい。

○今田委員長

現状については、大筋掴まれたのではないかと思います。本日は、委員の皆さんの各立場から忌憚のない意見をいただくことが眼目であるので、分からないところは聞いていただき、御意見をいただきたい。

その前に私からお聞きするが、現状で「改正法」と比べて、山形県の取組みとして弱いと思われるところは具体的にどの辺となるのか。

◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

対象としては、子どもや医療関係の患者さんに対して更に取組みが必要であると考えている。場所としては、飲食店や事業所において、対策を進めて行く必要があるのではないかと考えている。

○今田委員長

それでは、事務局から受動喫煙防止対策を効果的に推進するため、これまでの「宣言」における取組み及び成果を活かした次の段階の新たな受動喫煙防止対策という話があり、また、それらに対して、委員の皆様から、方向性であるとか、どのような対策の内容が考えられるものか、具体的な進め方などの

意見をいただきたいとのこと、自由な意見で結構であるので、1、2分の時間を持ってご発言をいただきたい。

それでは、席の順に意見を伺う。高橋委員いかがか。

#### ○高橋委員（山形県医師会）

受動喫煙で何人亡くなっているのか、一番新しいデータでは六千何百人とあるが、実際は一万五千人というのが今統計で使われている数字である。受動喫煙で毎年、一万五千人の方が亡くなっているということである。

資料3-2「今後の受動喫煙防止対策について」の中の実行委員会の評価として、私が発言した部分がか載っているが、飲食店については、受動喫煙防止のためにきちっとコントロールする必要があるのではないかと思っている。

それから「宣言」だけでは対策として弱いと思われることから、具体的なものをきちっと決めた上で条例の制定は是非進めていただきたい。罰則など難しいことは今後検討する必要はあると思うが、「宣言」後の考えをきちっとしなければいけないと思うことから、条例を考えていただきたい。

また、産業医の立場としての意見となるが、喫煙室を作るということは受動喫煙防止にはいいが、喫煙対策としては、喫煙率は減っていかない。どうしても喫煙室があると安心して吸いに来るため、たばこを止めようとしめない。喫煙室の利用においても、換気扇の性能とその場所の利用状況で環境測定をすると基準をオーバーするケースもあり、この喫煙室に入る人数は何人までと、産業医の立場で指示している。このような状況もあることから喫煙室の設置、利用についても、もっときちっと取り組まなければならないと思っている。

#### ○今田委員長

続いて、県歯科医師会の村山委員からお願いしたい。

#### ○村山委員（山形県歯科医師会）

外で吸われてきた方が、診療に来た場合、息がたばこ臭くて困ることがある。受動喫煙はもちろん大事であるが、こうした3次喫煙を防止する上でも、喫煙率を減らすことも非常に大事である。先ほど本県と全国の喫煙率の説明があったが、ざっくり見てどちらも20%くらいであり、80%、4/5の方は非喫煙者となる。つまりこの委員会は全体の1/5の喫煙者の対策を検討していることになる。全体の4/5の人が非喫煙者なのにその人たちが受動喫煙を受けてしまう。そうして一万五千人の方が毎年亡くなってしまっている。このことをもっと真剣に考えていかなければならない。

それから、子どもの受動喫煙の問題は本当に大事である。妊婦さんも大事である。将来を背負っていく人が受動喫煙で亡くなってしまっても我々将来どうするのか。そのことをもう少しきちっと考えていただきたい。罰則がある云々という以上に条例づくりは必要なことだと思っている。

歯医者の方から言うと、子どもさんとたばこを吸わない方でも、歯茎が黒くなってしまっている方がいる。そういう方は大抵家庭内など様々なところでの受動喫煙の被害者である。是非、皆さんの御協力を仰ぎながら我々もがんばっていくので、この推進委員会で効果的な受動喫煙防止対策を検討いただきたい。

#### ○今田委員長

続いて、県看護協会の山川委員からお願いしたい。

#### ○山川委員（山形県看護協会）

看護協会は、看護師又は看護師の卵の方を対象に喫煙する人を減らしたいということで、四師会の活動として、看護師の卵の方に禁煙教育などを行っている。それから、看護師を対象には、禁煙を支援する医療職の立場として、禁煙支援の研修を昨年度から続けて実施しており、看護職の喫煙者は、この平均値からすると半分くらいであり、10%を切るように頑張っている。

先ほどお二人の委員から話があったとおり条例制定は非常に大切なことであると思っている。山形市に対して、条例制定、そして子どもの受動喫煙を守る条例の制定について、四師会として要望書を提出しているが、そういった条例を制定して取り組むことが大事であると考えている。

それから、昨年までの取組みとして、公共性の高い施設や子ども、医療機関の取組みが少しずつではあるが100%に近づいてきており、引き続きその取組みを継続していただきたい。

また、子どもを受動喫煙から守ることは非常に大事であるが、家庭での実態がわからない。それから

職場での実態も調査する必要があるのではないかと。そういったところについても何らかの取組みが必要ではないかと改めて思ったところである。

#### ○今田委員長

続いて、県薬剤師会の芳野委員からお願いしたい。

#### ○芳野委員（山形県薬剤師会）

県薬剤師会としては、当然これまでの取組みと同じように喫煙について、悪いものは悪いものという考え方で、協力していきたい。

そして、受動喫煙を防止するため当然条例制定も大切なことだと考えている。ただ、条例だけでは全体に広がらないのではないという意見を持っている。そのため、防止系の考え方、対策も必要なのではないか。例えば、ステッカーの掲示など、ここはこういう取組みをしているよと言うような一目でわかるような対策に力を入れていただければありがたい。

薬局においては、当然、個人企業であることから、禁煙がどこまで進んでいるかわからない状況である。それは一つの我々の悩みどころではあるが、今後も引き続き強化活動を行っていきたいと考えている。

#### ○今田委員長

続いて、県料理飲食業生活衛生同業組合さんをお願いしたい。

#### ○新関氏（山形県料理飲食業生活衛生同業組合）

この会に初めての参加し、話を伺ったが、料理飲食業の取扱いに重きを占めていると認識した。

「改正法」と「宣言」の話しであるが、各委員の捉え方と私の捉え方は逆であり、その緩いところときつところというところの捉え方が違うと思ったところ。私ども組合員の中にこの100㎡枠を非常に気にしている方がいる。この100㎡約30坪以下の例外について、これに該当する店舗とそれ以上の大きさを持っている店舗がある。それによって禁煙あるいは分煙部屋という話であるが、今までの委員の先生方の意見では、最初から条例化して、全てたばこを排除してしまおう、たばこは害がある、健康被害があるのでたばこをなくしましょう、こういう捉え方なのではないかと思った。しかし、今の段階では、2割近くの方が喫煙している実態があり、その方々で支えられている組合店舗もなくはないと私の立場では理解している。そのため、条例化を目指すというよりは、国に従って対策を進めていくことが順当な方法ではないか。組合内部で調査はしていないが、組合員のみなさんは、受動喫煙についての考え方は全て賛成ということで固まっているが、経営上の問題はもう少し深く調査をしなければいけないと思っている。また、分煙をして当分やるという考え方について、それすらもできないという環境もあると思うことから、行政レベルでどのような処置を考えていくのかという部分、店舗への支えも必要になってくるのではないかとと思うところである。

また、葉たばこの生産について、農業施策で推進してきたという話を耳にしている。そういった葉たばこ関係の需要が極端に減ったとなった農家さんの問題もセーフティーに考えていく必要があるのではないかと。

#### ○今田委員長

ありがとうございます。ただ、議長から一点、今回は禁煙の話ではなく、受動喫煙防止の話であるので、たばこを吸う、吸わないという話ではなく、受動喫煙を減らしましょうということで、どういう捉え方をするかということであるので、喫煙問題は議論が異なるものと思います。

続いて、県喫茶飲食生活衛生同業組合の有川委員をお願いしたい。

#### ○有川委員（山形県喫茶飲食生活衛生同業組合）

私も居酒屋を営業しているが、組合員で小さい店舗での営業がすごく多い。私の店は22年営業しているが、昔はたばこ吸う人にライター1本プレゼントしていたが、今はライターをくれと言う人はほとんどいなくなった。また、アイコスという加熱式たばこが増えてきているようであるが、常連のお客さんは、たばこを吸うのを止めたという人が多くなってはきている。しかし、酒類を呑んだりすると一服吸いたくなるというお客さんがいる。喫煙者でも、少し遠慮して換気扇の近くで吸うとか、外で吸ってきますという人も多く、周りに配慮しているようである。

私たち飲食店では、5、6年前からここのお店はたばこを吸っていい店、たばこを吸ってはダメな店である内容のステッカーを貼って、それをお客さんが見て判断してもらうことの取組みを行っている。

条例や「改正法」が施行なった場合に、私たちの営業、売り上げがどうなるのかと心配している。当然、子どもや妊婦さんなどに受動喫煙をさせないようにすることは共感しているが、やっぱり組合員は生活もかかっており、どうすべきか迷っているところであるので、色々みなさんとともに勉強していきたい。

#### ○今田委員長

続いて、県社交飲食生活衛生同業組合の菊地委員からお願いしたい。

#### ○菊地委員（山形県社交飲食生活衛生同業組合）

県社交飲食生活衛生同業組合は、受動喫煙防止対策を実施する予定のもっとも少ないバー・スナックと居酒屋が主な組合員となっている。バー・スナック、居酒屋もそうであるが、どちらかと言えばお子様が入って来ない施設であることから、受動喫煙防止対策を実施する予定が無いという比率が高いと思っている。

「改正法」の100㎡以下の例外について、「宣言」では、努力義務であるものの例外無となっているとのことであるが、今後の対策において、飲食店を一括りにせずに子どもが入らないような業態の店舗に関しては、面積要件により例外を認めていただきたいと考えている。

#### ○今田委員長

続いて、県旅館ホテル生活衛生同業組合の須藤委員からお願いしたい。

#### ○須藤委員（山形県旅館ホテル生活衛生同業組合）

受動喫煙防止に関して、各組合員が努力をしており、分煙、中には禁煙化して禁煙の宿と言うところもでてきているが、委員の皆様方から意見として出されている条例に関して、現在のところ組合員には大きな影響を与えるものであると認識している。

旅館、ホテルは飲食店とまた異なり、滞在時間が非常に長いということがある。また、お部屋に入るとそれぞれのプライベート空間となることから、そこに関しては、建物内であっても喫煙できるスペースであるとの認識の旅館、ホテルが多く、そういった場を一括り出来るものではないと認識している。また、県内外、特に県外からいらっしゃるお客様に対して、この山形県独自の条例と言うものが、果たしてどこまで浸透するのか。このことを考えると、ダブルスタンダードにならないような形で進めていく必要があるのではないかと考える。

#### ○今田委員長

続いて、県鮎商生活衛生同業組合の西田委員からお願いしたい。

#### ○西田委員（山形県鮎商生活衛生同業組合）

鮎組合の実情を申し上げますと全体の60～70%くらいは60歳以上の店主、お父さんお母さんで営業している個人店である。新しくお寿司屋さんを出される店舗若しくは若い店主のところはほぼ禁煙になっているとは思われるが、その60歳以上のお父さんお母さんが営業している30年、40年と営業し、常連で来てくださっているお客さんに対して、もう今日から禁煙だからここでは吸えないとすることは、実情から難しいものがある。先ほどから話が出ていますとおり、全部を一括りにするというのは難しいのではないかと。

#### ○今田委員長

続いて、県たばこ販売協議会の堀委員からお願いしたい。

#### ○堀委員（山形県たばこ販売協議会）

山形県内の約2,000店のたばこ販売店、更に100件くらいのたばこ耕作者を代表として、この委員会に参加させていただいている。

先般、国民を代表する国会において、2回の会期を使ってようやく今回、この「改正法」ができたと思っている。結果を見るとそれぞれの方面の皆様方からそれぞれ不満が残るような決着の方法だったの

ではとみており、三方一両損と言う形で決着したものと思っている。経緯を見ると、東京オリンピック。パラリンピックに向けて、世界標準的な受動喫煙防止対策をしていかなければならないといった考えから議論されてきたが、当然、公衆衛生の観点からみれば、望まない受動喫煙を防止する、強化していくということであれば、当然広く網を張っていくという考えもある。一方、まだ、たばこは合法的な嗜好品で、吸われる方がずいぶん減ったが、全国ではまだ1,800万人、山形県でも推計ではあるが、17万人くらいの方が吸われていると考えられる。我々吸われる方がお客様で商売が成り立っているような状況であり、また、たばこ耕作者を守るという農政の観点、更に我々販売店を含めたたばこを吸う方にサービスを提供して商売をされている民間事業者の方々そういった視点も当然必要になってくる。更に、たばこは税という役割も持っている関係上、地方財政への影響も当然考える一つの要因であることから、相当国会の中でも幅広い視点から議論されて今回の結果になったものと推測している。

昨今、加熱式たばこという新しい形態のたばこがでてきており、そのたばこが体に悪いのかという部分については、まだ我々もその結果を持ち合わせていないが、このたばこについては、受動喫煙という部分を意識して各メーカーが作られたものだと思っている。実は山形県でも6月くらいから大手3社からこの加熱式たばこの全部が発売されており、喫煙者の2割から3割くらいは加熱式たばこに移行しているのではないかと推計されている。受動喫煙防止対策をするには、喫煙者のマナー、考え方が相当大きなウエイト持っているのだと思っており、まさしくたばこを吸われる方も相当受動喫煙防止を意識してたばこを替えたりしていると考えられる。

やはり時代とともにそういった意識が変ってきていると実感しており、喫煙マナーの啓発については、今まではたばこ販売の方では、どちらかと言うと「ポイ捨てはやめましょう」、「歩きたばこはやめましょう」という啓発が主であったが、今後は、「お子さんや妊婦さんの前では吸わないようにしましょう」、「気を使って周りを見てマナーを守って吸いましょう」と、我々はまさしくたばこを吸われる方と接しているのです、そういった活動も協力できるのではないかと考えている。

#### ○今田委員長

続いて、県麺類飲食生活衛生同業組合の山川委員からお願いしたい。

#### ○山川委員（山形県麺類飲食生活衛生同業組合）

望まない受動喫煙をなくすというのは当然のことだと思っている。私のお店も15年前ほどから店内禁煙にしたが、それでも売り上げは変わらなかったと自分では思っており、禁煙にしたからといって、売上が落ちるとは私自身は思っていない。しかし、本日の資料にあるアンケート結果において、禁煙にしても売上が変わらないが多かったことについては、それは、売上が変わらない、変えないお店を作れるところが禁煙にできるということで、それができないお店もある。できる人は時代に合わせ変えていけるが、できない人、店舗が残ってきてしまう。

これから施策を進める上で、弱い立場、小さなお店、おじいちゃんおばあちゃんややっているような小さなお店が多いので、そういった方々への配慮した上で少しずつ変化をさせていただければと考えている。

#### ○今田委員長

続いて、商工会女性部連合会丸森委員からお願いしたい。

#### ○丸森委員（山形県商工会女性部連合会）

今日、たまたまメキシコの巻煙草の加工場の映像をテレビで見たが、この国の産業としてこれが成り立っているということは、日本においても葉たばこを生産し、生産した葉たばこを加工して売っている事業があることを考えさせられた。日本では何百年前からたばこを吸っており、その歴史を踏まえながらたばこは合法となっている。一方で、私たちはそのたばこの煙を吸いたくないという意思表示している。長い歴史があって国全体の産業があって、たばこは体に良くないとわかっていながら禁止できない状況にあるが、私たちは受動喫煙防止のアピールは引き続きしていかなければならないと考えている。

#### ○今田委員長

続いて、県経営者協会三浦委員からお願いしたい。

#### ○三浦委員（山形県経営者協会）

国民健康・栄養調査平成28年度の結果では、喫煙率が全体で18.3%、内訳で男性が30.2%、女性が8.2となっており喫煙率が徐々に減ってきている。また、受動喫煙については、家庭では10%を切り7.7%、一方、職場では30%以上、飲食店では40%以上で受動喫煙を受けている状況であった。健康日本21では、2022年には職場では受動喫煙のない職場の実現、受動喫煙を受ける割合については、家庭では3%、飲食店では、15%以下にすることが目標になっている。対策を進める上では、やはり目標値が大事だと思われることから、その目標値を考慮に入れてこの会議を進めて行かれてはどうか。

経営者協会は経営者の集まり団体であるが、労働安全衛生法第68条の2において、「事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」ということが明記されており、そのことを事業主もしっかり理解し、これから将来的に社員の方が健康で働くために、受動喫煙防止を考えて行くことを提案していきたいと考えている。

会員の企業の中には、喫煙者を幹部にはしませんと明言している経営者もおり、両極端かもしれないが、そういった取組み、努力をしていくことにより喫煙率も減っていくのではないかと。また、子どもの教育の中で受動喫煙防止教育を進めていくことにより喫煙者も減っていくのではないかと考えている。

#### ○今田委員長

続いて、やまがた育児サークルランド酒井委員からお願いしたい。

#### ○酒井委員（やまがた育児サークルランド）

やまがた育児サークルランドでは、子育て支援を実施しており、子どもを守るという観点で、子どもたちに接している。喫煙者に20~30歳代のパパ・ママ世代が多いということもあるので、今年は、具体的に去年できなかった出前講座を通して、受動喫煙防止ということ伝えていきたいと考えている。

質問であるが、資料2において「改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について」が載っているが、山形県は、日本の標準と比べて喫煙率が高いが、指導とか勧告とか県ごとの基準で実施することになるのか。

#### ○今田委員長

事務局いかがか。

#### ◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

詳細については、今後、国から示されることになるが、全国一律で動くことになり、本県でもご覧いただいた内容の中で対応することとなる。

#### ○今田委員長

続いて、県PTA連合会高見委員からお願いしたい。

#### ○高見委員（山形県PTA連合会）

本日の資料を見させていただき、親となる20~30歳代の方が結構吸っているというのが、非常にショックで、受動喫煙について、子どものことを思って皆さんが動いてくださっているのに、その親としてこのような状況はいかかなものかと思ったところである。

喫煙マナーについては、できれば買う人がすぐ見えるようなところに、これを見ながら受動喫煙を防止しなければならないと理解しながらたばこを買えるような状況を作してほしい。また、20~30歳代の親世代の喫煙率が多いということがあるので、是非、親世代への啓発として、リーフレットなどを配布できるような体制をとっていただきたい。20代前半などは親になっていない方も多いと思うことから、高校生などにこの受動喫煙とか喫煙の問題を学校に行き指導していただくことや成人式の時にこれから成人になり世界に出ていくと言ったときにたばこを吸うということは、カッコいいという事だけではなく、こういう害もあるということを成人になったきっかけで話していただけたらと思ったところである。

#### ○今田委員長

続いて、県市長会さんをお願いしたい。

#### ○武田氏（山形県市長会）

先ほど、「改正法」と「宣言」の対策の違いの説明を受けたが、国において、「改正法」として受動喫

煙防止法が成立した中で、これまで県としては「宣言」で取り組みを進めてきたことから、これまでの取り組みとどう整合を取っていくのかを検討する場ということで、この委員会があるのかと思ったところである。

県の対策について、国の施策とダブルスタンダードに見え県民が混乱するので、分かりやすいものにしていく必要があるのではないか。改正法は、国の法律であるので、法律が基準になって、県としてこれをどうしても上乗せする取り組みが必要だということを整理していくことによりダブルスタンダードは避けることができるのではないかと考える。

資料の1-5で「スーパーやコンビニなどで入口付近に喫煙場所を設けている実態があることから、現場への働きかけなどが必要である。」との評価意見があったが、私自身たばこの煙に一番接するのが多いのがこの場所であり、屋外はどうなっているのか。それぞれの事業者に課題意識を持っていただけるような取り組みも必要なのではないかと思ったところである。

#### ○今田委員長

意見について、それぞれの立場により意見の角度が違うことから意見の方向性が違うところがあり、条例を作るというような話から、喫煙者のマナー向上を推し進めるための啓発活動などに力点を置くべきだとの意見や吸われる方の権利がありそれらの方を対象として商売を続けている方に配慮した上で、皆さんがある程度納得して前向きに取り組めるようにするのがよろしいのかと思ったところである。

しかし、本日ここだけですぐ決まるようなお話でもないことから、更に次回の会議で方向性であるとか、どういった形で取り組むのがよろしいのか、様々に御意見をいただいて進めるのがよろしいのではと思ったところである。事務局に確認するが、今回は、このような意見聴取ということで、次回更に突っ込んだ議論、具体的な動きに向けて会合を持つということによろしいか。

#### ◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

様々御意見をいただきありがとうございました。本日欠席の委員からも前もって意見をいただいた。青柳委員からは、第三次喫煙の問題、20～30歳代の喫煙率に対することや事業者に対しての対策が必要であるとの意見があった。また、町村会からは、受動喫煙防止対策を全体で強化していくことは必要であり次世代を担う子どもや若い人を守ることは責務であること、法律や東京都の条例が出来ていることを踏まえて、県でも更に一步踏み込んだ対策が必要であるとの意見があったので紹介させていただいた。

本日、受動喫煙防止対策について、これからどう効果的に進めて行くか。これまで進めてきたことを踏まえて御意見を頂戴した。委員長のまとめにもあったとおり、喫煙マナーの啓発の必要性であるとか、あるいはそれぞれの業界に配慮する必要があること。こうした分野については、引き続き効果的な広報、周知、対策を御相談しながら進めて行く必要があると考えている。また、条例という言葉が各委員から出たと感じたことから、内容は別に議論するとしても、条例の検討についても論点の一つとして整理し次回御相談させていただきたいと思ったところである。今日は御意見をいただく場ということで、受け止めさせていただき、その内容を整理のうえ次回更に掘り下げて議論をお願いしたい。皆様方の意見を反映する形で議論を深めていきたいと考えているのでよろしくをお願いしたい。

#### ○今田委員長

よろしく願います。他に意見等よろしいか。その他、事務局で準備しているものはあるか。

#### ◆事務局（貝沼健康づくり推進課長）

特にありません。

#### ○今田委員長

それでは、議事を終了させていただく。

#### ◆事務局（司会：真壁課長補佐）

次回の委員会の開催は、8月24日金曜日の午後を予定している。

以上